

バイオマス課からのお知らせ

■廃食用油の出し方にご注意ください

加西市では、家庭の廃食用油を回収し、環境に優しいバイオディーゼル燃料の原料として有効活用しています。廃食用油の回収は、通常のごみ回収と異なる点があります。再度確認いただき、今後とも廃食用油の回収にご協力をお願いします。

■廃食用油の回収場所

回収場所は、通常のごみと異なり、各町ごとに、公民館、ごみターミナル等に定められています。回収場所は市HPにも掲載しています。十分確認の上、ご持参ください。



回収場所では廃食用油回収ボックスに油を移し替えて下さい。

■回収日

毎月一回、金曜日が回収日となります。各校区の「平成21年度家庭ごみ収集カレンダー」の「廃食用油」の記載日をご確認ください。廃食用油を出せる時間帯は、前日(木)17:00から、当日(金)の午前中までです。

■廃食用油回収ボックスの常設場所

以下の施設では、廃食用油をいつでも受け入れ可能です。油の移し替えは不要で、ペットボトル等容器ごとの回収が可能です(缶、ビン、パックは不可)。お気軽にお持ち寄りください。

- ・加西市役所本庁舎正面玄関、付属棟玄関
- ・加西市市民会館
- ・北条鉄道「北条町駅」構内
- ・健康福祉会館
- ・善防公民館、南部公民館、北部公民館
- ・ファミリーマート加西北条店、加西豊倉店、加西繁昌店

■善防園発！薪・竹炭の新ビジネス

市立善防園では、就業支援の一環として「薪・竹炭の新ビジネス」に取り組んでいます。

まず、本年1月から木の有効利用をめざす市の「与作プロジェクト」として、間伐材を利用した薪の生産ビジネスに挑戦しています。これまでに、約30tの原木から2,000束の薪を生産しました。薪はひと夏乾燥させた後、暖房用燃料として今冬に出荷され、善防園でも薪ストーブの燃料として利用する予定です。

また、本年3月からは、竹材の有効活用をめざす市の「かぐや姫プロジェクト」に取り組み、市立善防園との協同企画として、竹炭商品『かぐや姫の消臭炭』を作り、市内の様々な環境・福祉イベントなどでも販売しています。



かぐや姫の消臭炭



『与作プロジェクト』薪割りの様子

■加西市バイオマス地域協議会委員の募集

現在、市では、下水道汚泥を利用したバイオガスシステムと木質バイオマス利用事業(堆肥化、炭化)を計画しています。これら事業の計画・実施について企画や提案をいただける熱意のある方を公募します。

構成員: 学識経験者・企業団体の代表・市民団体の代表・一般市民・行政機関の代表

募集人数: 若干名

募集期間: 6月26日(金)まで

任期: 平成23年3月31日まで

応募方法: 応募用紙に必要事項を記入の上、下記申込先まで郵送または持参ください。

応募資格: 以下の条件に全て該当する方

- ・市内に居住または通勤・通学をされている満20歳以上の方
- ・バイオマス事業の推進に企画や提案をいただける方
- ・平日または土日に開催する委員会に出席できる方(年6回程度)
- ・加西市の他の協議会等において、現在の委員の役職につかされていない方

※規定により報酬をお支払いいたします。

選考方法: 応募用紙及び「バイオマスを活用した地域づくり」と題した作文(800字以内)により選考。バイオマス活動の経歴があれば記入。

【問合せ・申込先】 〒675-2395 (住所表記不要) 加西市役所生活環境部/バイオマス課 ☎④8716 FAX④6269

定住促進に向け、若者世帯持家促進補助制度を開始

若者の定住を促進し活力あるまちづくりを図るため、市内で住宅を新築または住宅を購入し居住する若者世帯に対し補助金を交付します。次の要件に該当し、補助を希望される方は下記までお問い合わせ下さい。

■補助金の受給資格要件

次の全てに該当する世帯が対象です。

- ①自己資金(融資を含む)により居住の用に供するため平成21年6月1日以降に土地を購入し住宅を新築、または平成21年6月1日以降に土地と住宅(築後10年以内)を購入し、当該建物が固定資産税の課税対象となった方(3親等内の親族から土地もしくは建物を購入された方を除く)。
- ②本人もしくはその配偶者が35歳以下であること(年齢の算定は住宅が初めて固定資産税の課税対象となる年の1月1日をもって行う)。
- ③市税、公共料金を滞納していないこと。
- ④過去にこの制度による補助を受けていないこと。

■対象となる住宅

専用住宅又は併用住宅の住宅部分の延べ床面積が50㎡以上のもので、以前に当該補助金の対象となっていないもの(住宅とは、就寝室、炊事室又は炊事室兼食事室、玄関、便所、浴室、脱衣所及び洗面室等を設けたもので居住の用に供し、下水道に接続もしくは合併浄化槽を有しているものをいう)。

■対象とならない住宅

- ①固定資産税の課税対象となっていない住宅
- ②未登記の住宅

■補助金の額

	新築住宅	中古住宅
市外から転入	50万円	25万円
市内から転居	25万円	25万円

【問合せ】 ふるさと営業課 ☎④8715

特定公共賃貸住宅(吉野団地) 入居者募集

特定公共賃貸住宅とは、中堅所得者(公営住宅入居の収入基準を超える方)を対象にした市営住宅です。次の要件に該当し、入居を希望される方は下記までお申込み下さい。

■入居を募集する特定公共賃貸団地

吉野団地2号棟、3号棟(吉野町)

募集戸数: 計4戸(規格3LDK)

- ・吉野団地2号棟 76.5㎡ 1戸
家賃 58,900円～86,700円
- ・吉野団地3号棟 76.5㎡ 3戸
家賃 58,900円～79,400円

※家賃は、政令月収額により決定します。

※オール電化住宅でIH調理器の購入が必要です。

■入居資格: 次の(1)～(6)の全てを満たす方

- (1) 市内に居住または勤務している方
- (2) 家族の人数が2人以上である
 - ・家族構成が夫婦または親子を主とする
 - ・婚約している場合は入居日までに入籍できる方
- (3) 政令月収額が158,000円以上487,000円以下であること(別表参照)
- (4) 現に住宅に困っている方
- (5) 市民税等を滞納していない方
- (6) 入居者及びその同居者が暴力団員でないこと

別表: 収入基準 (所得のある人が1人で、特別控除等がない世帯)

給与所得者	家族数 入居家族数(申込者含む)による収入基準の目安			
	2人	3人	4人	5人
年間総収入(税込)	3,512,000～8,248,888円	3,996,000～8,671,111円	4,472,000～9,093,333円	4,948,000～9,515,555円
年間総所得	2,278,400～6,223,999円	2,656,800～6,603,999円	3,037,600～6,983,999円	3,418,400～7,363,999円

政令月収額 = 給与所得額 - (38万×扶養・同居親族控除者数 + 特別控除等) ÷ 12ヶ月

■入居時期: 7月下旬の予定

■募集期間: 6月22日(月)～7月10日(金)

※申込書の配布は6月22日(月)から

■入居者選考方法: 資格者多数の場合は抽選により決定。

【申込先】 施設管理課 ☎④8750 ※窓口は市役所5階南側